

# 障害者支援施設 小原寮 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 昭徳会が開設する障害者支援施設 小原寮（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な施設障害福祉サービス（以下「福祉サービス」という。）を提供することを目的とする。

## (施設の目的及び運営の方針)

- 第2条 施設は、利用者に対して、自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な支援及び介護を適切に行うものとする。
- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めるものとする。
  - 3 施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、家庭や地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
  - 4 施設は、法に基づく施設の人員、設備及び運営に関する基準に定める内容の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

## (施設の名称等)

第3条 福祉サービスを行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 小原寮
- 2 所在地 愛知県豊田市沢田町座内2番地

## (提供する福祉サービスの種類、対象者及び利用定員)

第4条 施設が提供する福祉サービスの種類、主たる対象者及び利用定員は次のとおりである。

1. 施設入所支援事業 知的障害者 定員140名
  2. 生活介護事業 知的障害者 定員140名
- 利用者は、定員を超えて利用させないものとする、ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、その限りではない。

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名

管理者は、職員の掌理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2. サービス管理責任者 3名以上

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関するを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導又は助言等を行う。

3. 生活支援員 43.5名以上

生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

4. 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の日常生活上の健康管理に関するを行う。

5. 事務員 1名以上

事務員は、施設運営に必要な事務を行う。

6. 栄養士 1名以上

栄養士は、利用者の栄養管理及び食事の献立に関するを行う。

7. 医師 1名（嘱託）

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

（昼間実施する福祉サービスの営業日及び営業時間等）

第6条 施設が実施する福祉サービスのうち昼間実施サービスである生活介護の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日まで
2. 営業時間 午前9時から午後5時まで
3. サービス提供時間 午前9時から午後5時まで

（提供する福祉サービスの種類ごとの内容）

第7条 施設が提供する福祉サービスの内容は次のとおりとする。

1. 施設入所支援事業

夜間、施設に入所する利用者に対して、主として、入浴、排泄又は食事等必要な日常生活の支援または介護を行なう。

(1) 日常生活上の支援

食事、入浴、排せつ、着替え、整容等の身体的介護

(2) 身体能力の維持管理

健康管理・医療管理

(3) その他必要な支援

2. 生活介護事業

常時、支援または介護を要する利用者に対して、主として昼間において、入浴、

排泄又は食事の支援等を行うとともに生産的活動又は創作的活動等の機会の提供を行なう。

- (1) 日常生活上の支援  
食事、入浴、排せつ、着替え、整容等の身体的介護
- (2) 生産活動  
農耕、自主生産品等軽作業
- (3) 創作活動  
絵画教室・陶芸教室等
- (4) 余暇活動  
買い物、食事等施設外活動等
- (5) 身体能力維持・管理、生活能力、社会参加支援  
健康管理・医療支援、外出支援、スポーツ大会及び地域へのイベント参加、レクリエーション活動等
- (6) その他必要な支援

(生産活動及び工賃の支払)

第8条 施設は、利用者の心身の状況、意向、適正、障害特性、能力等を考慮し、生産活動の場を提供できるように努めるものとする。

- 2 利用者に生産活動に係る収入から必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(昼間実施する福祉サービスに係る通常の実施地域)

第9条 昼間実施する福祉サービスに係る通常の実施地域は次のとおりである。

1. 豊田市
2. 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 施設は、福祉サービスを提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領を行わない福祉サービスを提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、国が定める費用の額の支払を受けるものとする。
- 3 施設は、前二項の支払を受ける額のほか、施設において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

(1) 施設入所支援事業

- |         |              |
|---------|--------------|
| ア 食事の提供 | 1日あたり 1,440円 |
| イ 光熱水費  | 1日あたり 379円   |

- ウ 日用品 実費
- エ その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

(2) 生活介護事業

- ア 食事の提供 昼食 540円 (食材料費 340円を含む)
  - イ 創作的活動等に係る材料費 実費
  - ウ 日用品 実費
  - エ その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費
- 4 施設は、前3項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 5 施設は、第1項から第3項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ重要事項に記した文書説明を行い、同意を得るものとする。

(福祉サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 施設の利用に当たり、施設は利用者に次のことについて留意を求めるものとする。

- (1) 他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことを行ってはならないものとする。
- (2) 外泊及び外出する場合には、事前に施設に届け出るものとする。
- (3) 施設の建物、設備、備品等の共有物の取扱いは本来の使用方法で使用し、これに反して使用して破損が生じた場合、施設は損害賠償を求めることができる。
- (4) 原則、医療機関への受診は施設で対応するが、入院の場合の手続き及び付添看護が必要な場合は、家族等の身元引受人に対応を求めるものとする。ただし、家族等に身元引受人をたてることのできない相当の理由が認められる場合はその限りではない。

(非常災害対策)

第12条 施設は、防火管理者を定め、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生・健康管理)

第13条 施設は、利用者の使用する食器等その他の設備及び飲食において、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要な機器器具等の

管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、常に利用者の健康状態に注意を払い、健康維持のための適切な措置をとるものとする。
- 3 施設は、感染症の発生及び蔓延しないように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 施設の職員は、福祉サービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(協力医療機関)

第 15 条 施設は、利用者の病状の急変時に備えるために、協力医療機関を定めるものとする。

(掲示・情報提供等)

第 16 条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

- 2 施設を利用する者に対して、適切かつ円滑に情報の提供を行うように努めるものとする。
- 3 施設について広告をする場合は、実態に即した広告をするものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 17 条 施設は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、または受けようとしたとき。

(身体拘束の禁止)

第 18 条 施設は、福祉サービスの提供に当たっては、利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由など説明し、同意を得て、必要な事項を記録するものとする。
- 3 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密保持)

第 19 条 施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

- 2 施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設は、相談支援事業者等関係機関に対して利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておくものとする。

(苦情解決)

第 20 条 施設は、提供した福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 施設は、提供した福祉サービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、運営適正化委員会が行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(地域との連携等)

第 21 条 施設は、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 22 条 施設は、利用者に対する福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに事故の状況や事故に対してとった措置等を県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第 23 条 施設は、利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 施設において、職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 虐待防止のための責任者を管理者とする。

(記録の整備)

第 24 条 施設は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない

2 施設は、利用者に対する福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整理し、当該福祉サービスを提供した日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 個別支援（生活介護）計画
- (2) 具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 身体拘束等に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(会計の区分)

第 25 条 施設は、福祉サービスの事業ごとの会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 施設は、利用者に対して適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質向上のため随時、研修の機会を設ける。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人昭徳会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年 7月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。